支部長 各位

関東信越税理士会

会 長 江 本 英 仁 税務支援対策部長 高 橋 浩 生



『確定申告の早見表』(令和2年分)の記載誤りについて

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素はご多忙の中、会務へのご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本税理士会連合会事業本部が編集し、日本税理士協同組合連合会が販売している『確定申告の早見表』(令和2年分)を昨年 10 月下旬に各支部へ発送させていただきましたが、その記載内容に誤りがございました。

つきましては、訂正箇所を別添のとおりご送付させていただきますので、誠 に恐縮ですが、貴支部所属の会員にご周知くださいますようよろしくお願い申 し上げます。

なお、日本税理士会連合会及び日本税理士協同組合連合会では、下記の対応を予定しておりますので、併せてご周知くださいますようお願いいたします。

記

【対応方法】

- 1. 日本税理士会連合会会報『税理士界』2月15日号(1397号)に訂正記事を掲載
- 2. 日本税理士協同組合連合会HPに訂正内容を掲載 (PDF印刷可)

以上

【写し送付先】県連事務局、支部事務局

《訂正》

「確定申告の早見表 (令和2年分)」記載誤りについて -住民税・配偶者特別控除-

24 頁 (最終頁)

「個人の(都)道府県民税・市(区)町村税の所得控除額一覧表(令和3年度以後適用分)」のうち、表右『配偶者特別控除額(最高)』①②③の範囲、及び、カッコ内の金額。

【誤】・・・記載が令和2年度適用分の内容となっておりました

【正】・・・令和3年度適用分、訂正は次の下線部分です

- (注)下記は、納税者の所得金額の合計額(繰越損失控除前)が 900 万円以下の場合。900 万円、950 万円を超える場合は、控除額が異なる。(1000 万円を超える場合は適用不可) 配偶者の前年の所得金額の合計額(繰越損失控除前)が
- ① <u>48</u>万円を超え<u>100</u>万円以下・・・33万円
- ② 100万円を超え130万円以下・・・38万円-(所得金額の合計額-93万1円)*
- ③ 130万円を超え133万円以下・・・3万円
- *()内の金額が5万円の整数倍から3万円を控除した金額でないときは、()内の金額は、そのうち、5万円の整数倍から3万円を控除した金額の最大の金額とする。

訂正しお詫び申し上げます。

日本税理士会連合会事業本部(編集)日本税理士協同組合連合会(販売)